

基本目標  
2

男女がともに助け合う家庭生活の推進

(1) 男女がともに家庭責任を担える人づくり・環境づくりの推進

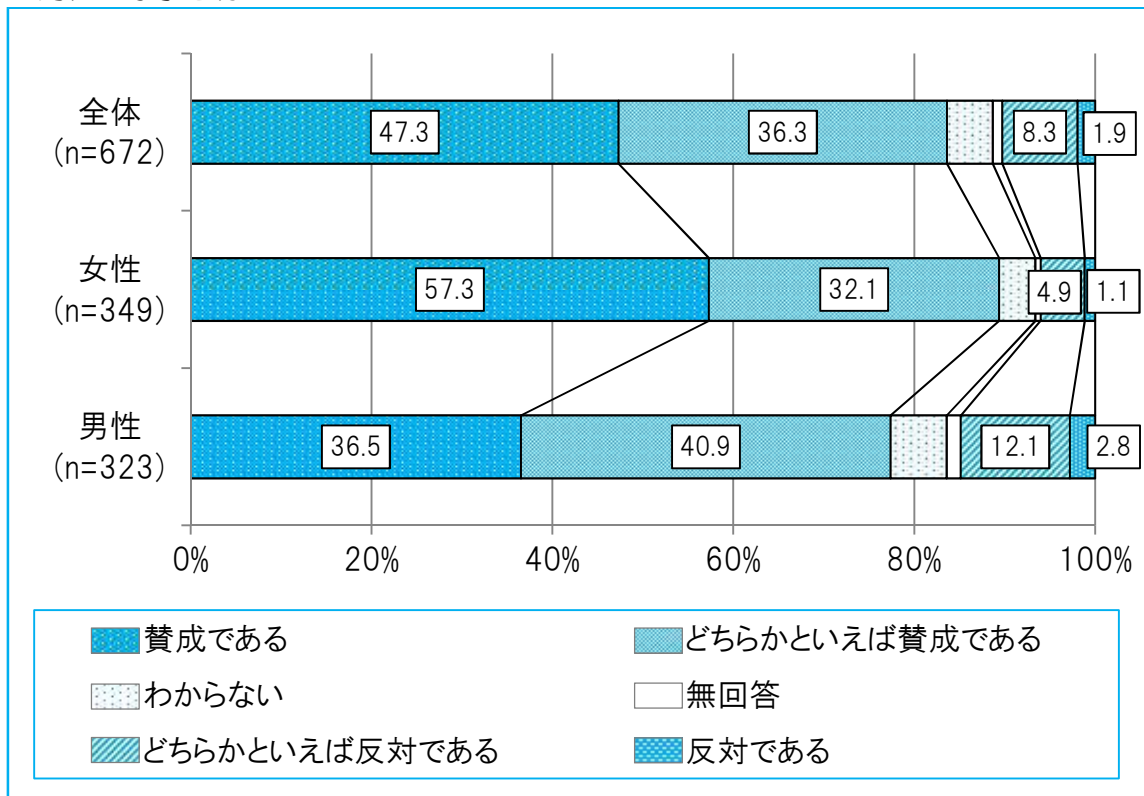
現状と課題

男女がともに家庭責任を担い、働く男女が職業上の責任と育児や介護などの家庭責任を両立することができるようにすることは、男女共同参画社会の基本的な考え方の一つとなります。

市民アンケート調査では、男性が家事・育児を行うことについて、男性・女性ともに『賛成』（「賛成」、「どちらかといえば賛成」の合計）が圧倒的に高くなっていますが、女性より男性の方が、『賛成』と回答した割合が低くなっています。

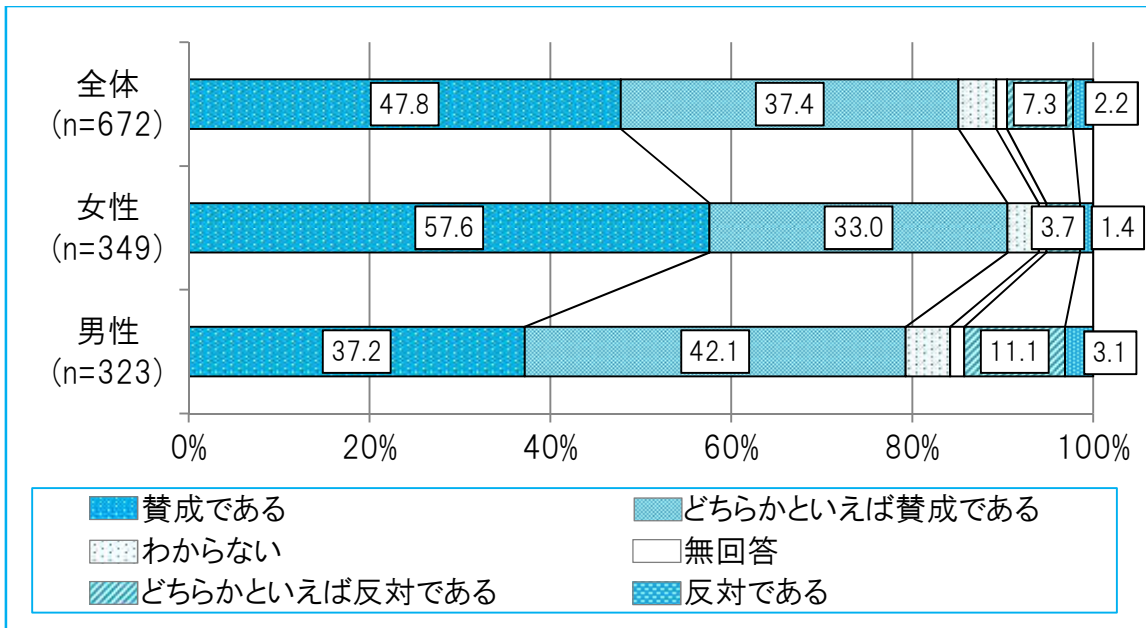
今後は固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに家事・育児・介護などに参画することのできる環境づくりが求められています。特に、男性が主体的に家事・育児を行える家庭環境づくりを推進する必要があります。

■ 男性が家事を行うことについて



資料：韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成23年度）

■ 男性が育児を行うことについて



資料：韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成23年度）

施策の方向と内容

No.	施策の方向	施策の内容	担当課
6	家庭における固定的な性別役割分担意識の是正	家庭における役割を、性別で固定的に分担する意識を見直し、男女が協働で行えるよう、講座の開催や意識啓発を通して是正します。	企画財政課
7	男女が協働して家事・育児・介護に参画するための学習機会の提供や啓発の推進	家事・子育て・介護等に関する男性の意識と能力の向上を支援するための講座等を開催するなど、男女が協働して家事・育児・介護へ参画するための学習の機会や啓発を推進します。	企画財政課



藤井町男性の料理教室

(2) 子育てがしやすい社会環境の整備

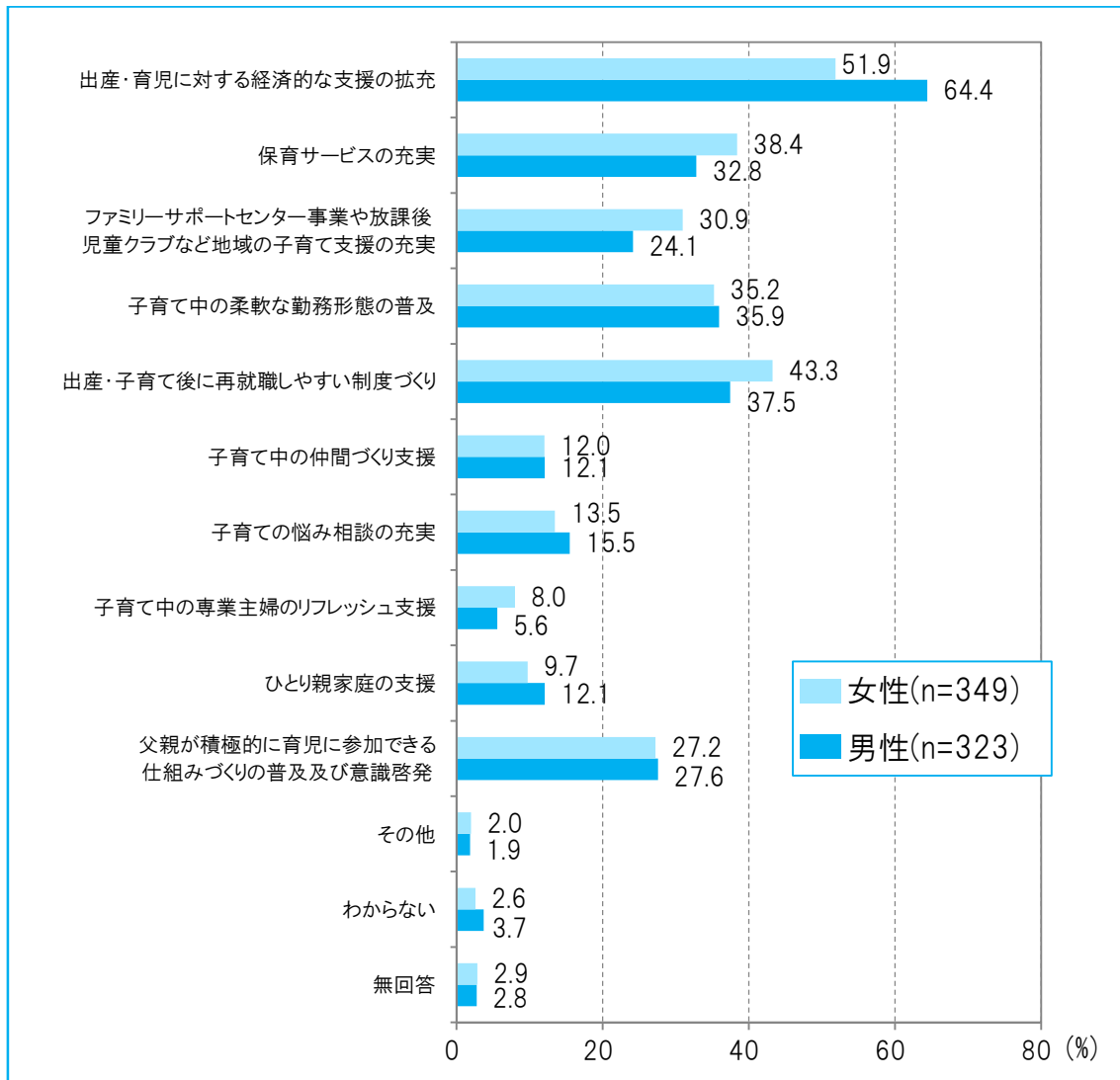
現状と課題

現在、韮崎市では市民の子育てに関するニーズに応じてさまざまな保育サービスを提供していますが、今後も引き続き子育てへの不安、仕事と子育てを両立することへの負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、子育て支援施策を推進していくことが大切です。

市民アンケート調査によると、安心して子どもを産み育てるためには、「出産・育児に対する経済的な支援の拡充」、「保育サービスの充実」を必要とする意見が多く、子育てがしやすい社会環境の整備が望まれています。

経済的支援や保育サービスだけにとどまらず、地域で子育てを支え合う仕組みや子育てをしている保護者のネットワークづくりを進めていくことも重要です。

■ 安心して子どもを産み育てるために必要なことは



資料：韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成23年度)

施策の方向と内容

No.	施策の方向	施策の内容	担当課
8	保育サービスや放課後児童対策などの子育て支援の充実	<p>男女がともに安心して子育てができるよう、放課後児童対策の充実を図るとともに、きめ細かな保育サービスの提供を行います。</p> <p>子育て不安など、子どもや家庭に関する相談に対応するとともに虐待等に関しては、関係機関や地域サポートの連携のもと、実態把握や未然防止、支援を充実します。</p>	福祉課



子育て支援センター



児童センター

### (3) 介護を支える社会環境の整備

#### 現状と課題

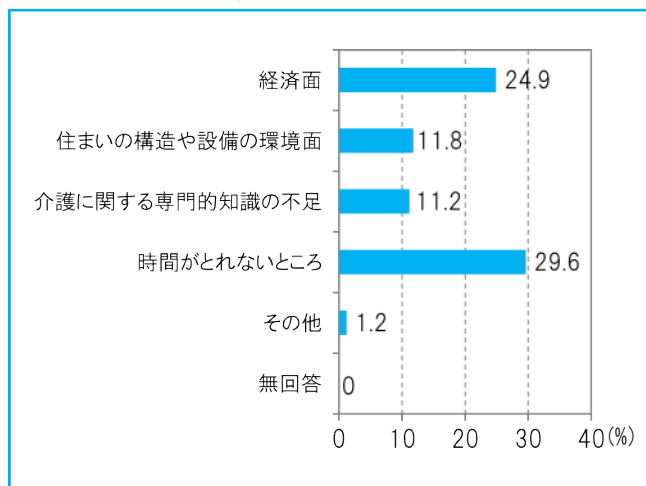
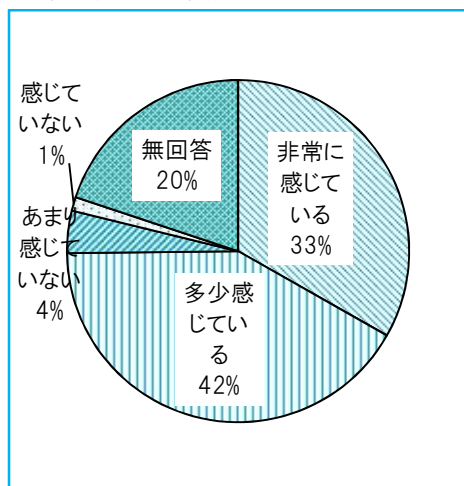
平成12年(2000年)に施行された介護保険制度は、要介護者の家族、とりわけ女性に介護の負担を集中させることなく社会全体で支える仕組みとして普及してきました。平成23年(2011年)10月現在の韮崎市の要介護認定者は1,061人で、1号被保険者における要介護認定率は14.7%にのびります。

平成23年(2011年)3月に実施した、高齢者福祉・介護保険事業に係る市民アンケート調査によれば、家族の介護負担については、約7割が介護に『負担を感じている』(負担を「非常に感じている」、「多少感じている」の合計)と回答しており、介護をする家族の精神的な負担はとても大きい状況です。

また、介護をする上では、「リフレッシュする機会、場所」を必要とする割合が約4割と多く、続いて「経済的な支援」が約3割となっています。

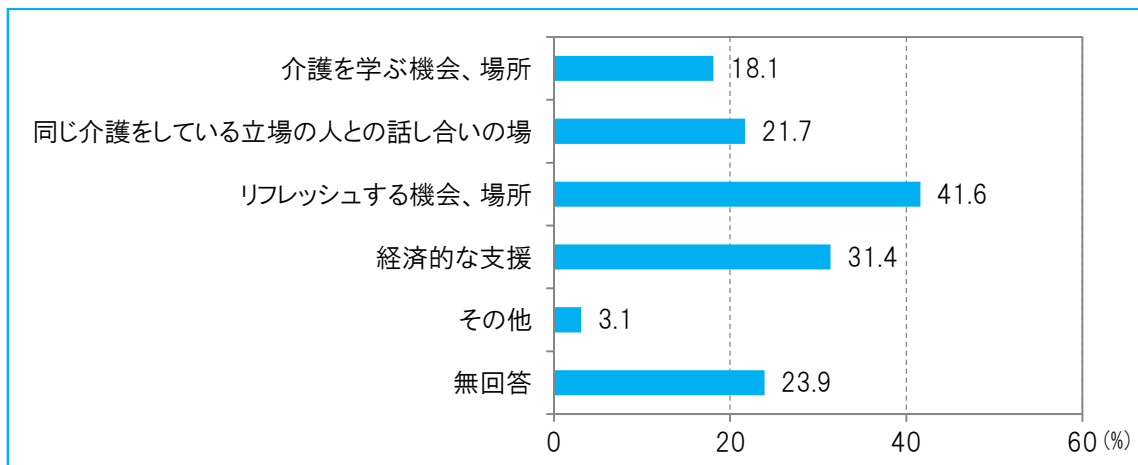
家庭において、介護負担が家族に集中しないよう、地域・社会で介護を支える環境整備が求められています。

■介護をする上で負担を感じたことがあるか ■どのようなことに負担を感じたか



資料：韮崎市高齢者福祉計画・介護保険計画（第5次）

■介護をする上で、どのようなことが必要か



資料：韮崎市高齢者福祉計画・介護保険計画（第5次）

施策の方向と内容

No.	施策の方向	施策の内容	担当課
9	高齢者福祉施策の推進	家族介護者の介護の負担軽減を図るため、介護保険制度を周知します。	介護保険課 保健課
		高齢者が要介護にならないように予防することや、心身の機能が低下しても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう介護保険サービス等の充実と適切な利用促進を図ります。	
		家族介護者が各種のサービスを有効に活用して負担軽減することができるよう図ります。	

数値目標 男女がともに助け合う家庭生活の推進

項目	現状 (H23年度)		目標値 (H34年度)
「男性が家事・育児を行うこと」に賛成する男性の割合	家事 77.4%◇ 育児 79.3%◇	↗	家事 90.0% 育児 90.0%
ファミリーサポートセンター会員数	208人	↗	300人
認知症サポーター養成講座受講者数	1,110人	↗	1,300人

◇印は韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成23年度）より



認知症サポーター養成講座

基本目標  
3

男女がともに担う地域社会づくりの促進

(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

現状と課題

男女共同参画社会の形成には、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、かつ共に責任を担うことが必要です。

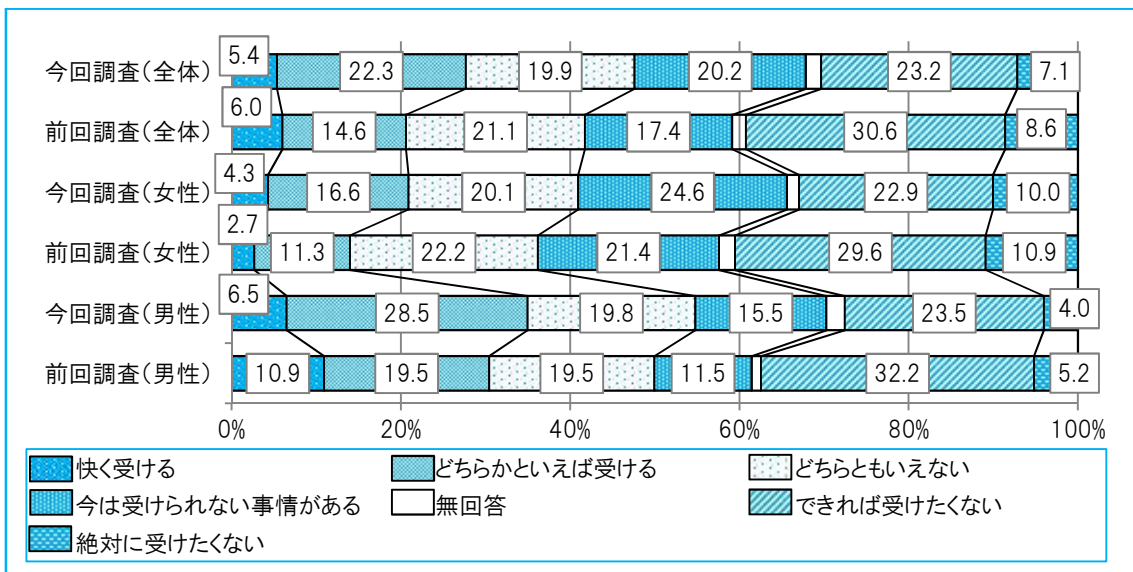
このため、政治や行政、職場、地域などあらゆる分野で、その意思決定過程へ男女が対等に参画する機会を確保する必要があり、法制度上の整備は進んできました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識や過去の経緯などから、実態は依然として進んでおらず、韮崎市においても審議会等女性委員の割合は23.4%（平成23年度（2011年度））、また、地区長に占める女性の割合は2.0%（平成23年度（2011年度））と低く、公的役員や政策・方針決定過程への女性の参画は推進されていない状況です。

市民アンケート調査によると、「市から役員等を依頼された場合」について、男性より、女性の方が『受けたくない』（「絶対に受けたくない」、「できれば受けたくない」と回答する割合が高く、女性の役員等への参画意識は男性と比べて低いことがうかがえます。

男女共同参画の視点を浸透させるためには、社会における意思決定の場に男女がバランスよく参画することが必要です。そのためには、地域社会における慣行の見直しや、女性自身が社会のあらゆる分野への関心や理解を高めることが重要となります。

■市や地区から役員等を依頼された場合、受けるか



資料：韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成23年度）

## 政策の方向と内容

No.	施策の方向	施策の内容	担当課
10	行政における政策決定過程への男女共同参画の促進	審議会等の委員構成が、男女どちらかの性別に偏りがなく、各審議会等委員の選出方法の見直し等を行います。	関係各課
		男女平等の管理職登用を推進します。	政策秘書課
11	団体等における方針決定過程への男女共同参画の促進	各種団体、グループ等の活動の方針決定の場へ男女がともに参画できるよう促進します。	企画財政課

## (2) 地域活動への男女共同参画の促進

## 現状と課題

地域コミュニティは、全ての地域住民が相互に関わり合いながら生活する場であり、安心して充実した生活を送ることができる場でもあります。

少子高齢化が進展し、社会情勢が大きく変化する中、地域では、一人暮らしの高齢者や単身世帯の増加、人間関係の希薄化など多くの課題を抱えています。

家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」が抱える課題について、男女が協力して解決することは、地域が活性化し、一人一人が喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の形成につながると期待されます。

しかし、市民アンケート調査によると、地域においては、「地域の決め事」や「地域や地区の役員選出」において、特に男女協働となっていないとの回答が多く、依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。

地域活動の推進には、男女の視点を取り入れた活動を推進することが望ましいことから「地域の決め事」において、女性が参画されていない状況を解消する必要があります。

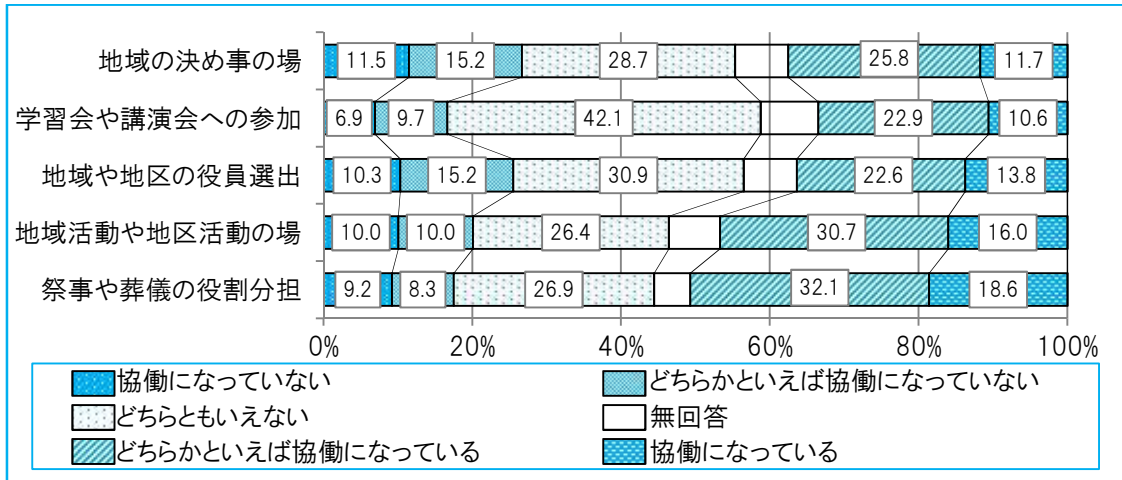
また、これからの地域づくりにおいては、NPO活動やボランティア団体等の自主的な参加や交流活動が重要であり、男女共同参画を推進する上でも、行政だけでなく市民や団体との協働による取り組みが不可欠です。

これまで女性の参画があまりみられなかった分野においても男女共同参画の取り組みを進めていくことや、意欲ある市民誰もが地域づくりに参加できるよう、活動支援や情報提供等の取り組みが求められます。



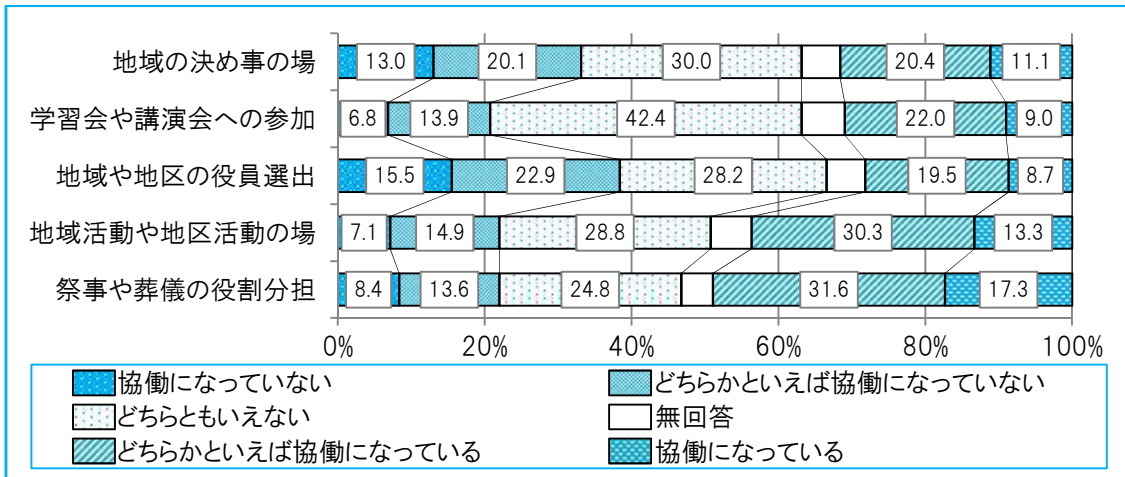
### 第3章 計画の内容

#### ■ 地域における活動は男女協働になっているか（女性）



資料：韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成23年度）

#### ■ 地域における活動は男女協働になっているか（男性）



資料：韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成23年度）

#### 政策の方向と内容

No.	施策の方向	施策の内容	担当課
12	地域における固定的な性別役割分担意識解消に向けた啓発の推進	男女の協力による地域の活性化を図るため、固定的な性別役割分担意識にもとづく、地域のしきたりや慣習を見直すための啓発を行います。	企画財政課
13	地域活動における男女共同参画の促進及び支援の推進	男女の枠を超えた住民活動の充実を図るため、地域における仕組みづくりや講座・イベントなどを開催します。	企画財政課
14	防災・減災活動やまちづくりなどの、新たな分野における男女共同参画の推進	地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行うとともに、人材育成を推進します。	関係各課

**数値目標** 男女がともに担う地域社会づくりの促進

項目	現状 (H23年度)		目標値 (H34年度)
市の審議会等における女性委員の割合	23.4%	↗	30.0%
自治会長に占める女性の割合	2.0%	↗	5.0%
地域減災リーダーに占める女性の割合	-	↗	50.0%



穂坂地区巡回講演会男女共同参画ミニ講演（男女共同参画推進委員会）



地域減災リーダー育成講座

基本目標  
4

男女がともに働きやすい職場環境の整備

(1) 職場における男女平等の確保

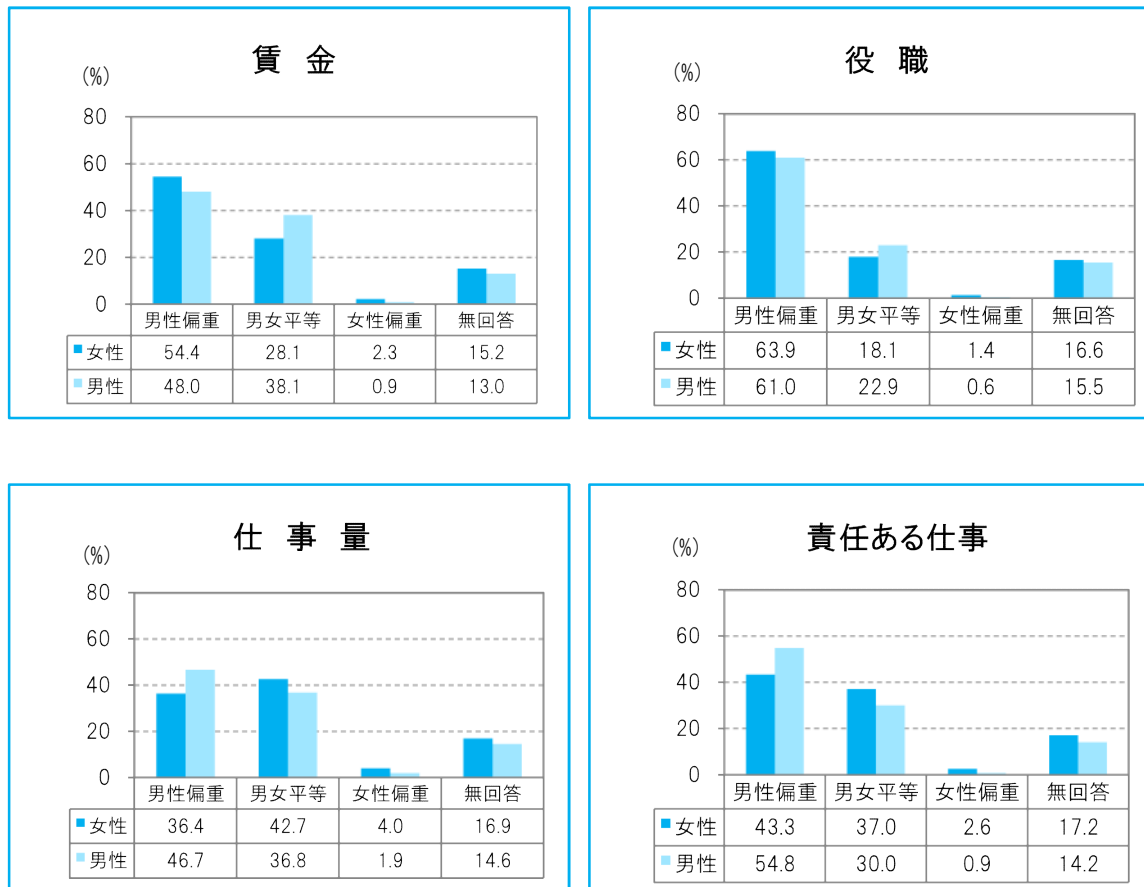
現状と課題

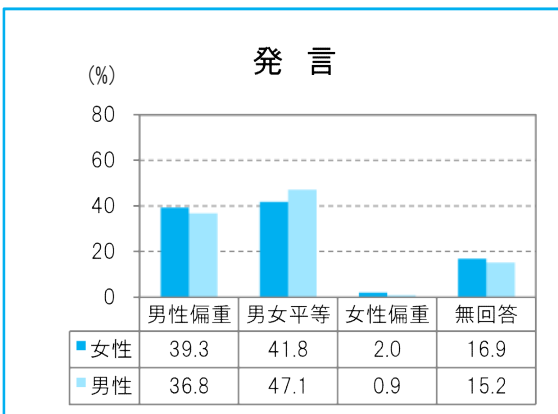
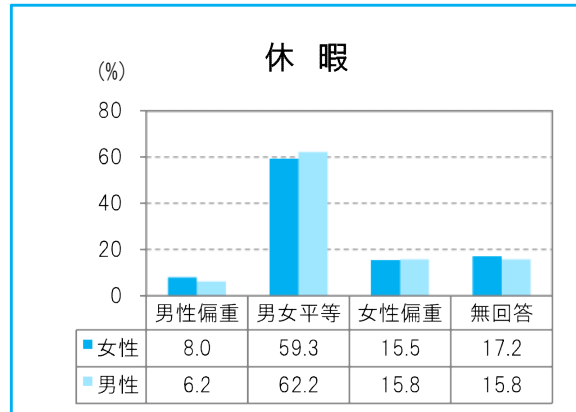
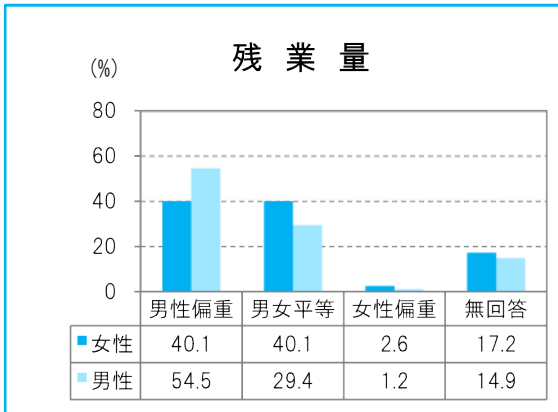
女性を取り巻く就業環境は、男女雇用機会均等法など、法的整備は進んできているものの、賃金格差や結婚・出産時の退職慣行などが依然として存在し、必ずしも女性の能力が活かされているとはいえない状況です。男女が持てる能力を発揮し、いきいきと働くことができるよう、職場環境を整備していくことが必要となっています。

韮崎市においても、職場における男女間の格差は「役職」「賃金」「責任ある仕事」「仕事量」で特に見られており、依然として男性偏重傾向にあります。

事業主に対して「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」などの内容の周知を図り、雇用差別をなくすよう意識啓発を行うとともに、特に、子育て世代の雇用の安定と母性保護の立場に立った就業条件が確保されるよう啓発することが求められます。

■ 職場内の男女格差についてどう感じているか





資料：韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成23年度)

#### 施策の方向と内容

No.	施策の方向	施策の内容	担当課
15	男女共同参画の関連法令の周知の徹底と雇用機会の均等	「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」など男女共同参画の関係法令について周知徹底を図ります。	企画財政課 商工観光課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

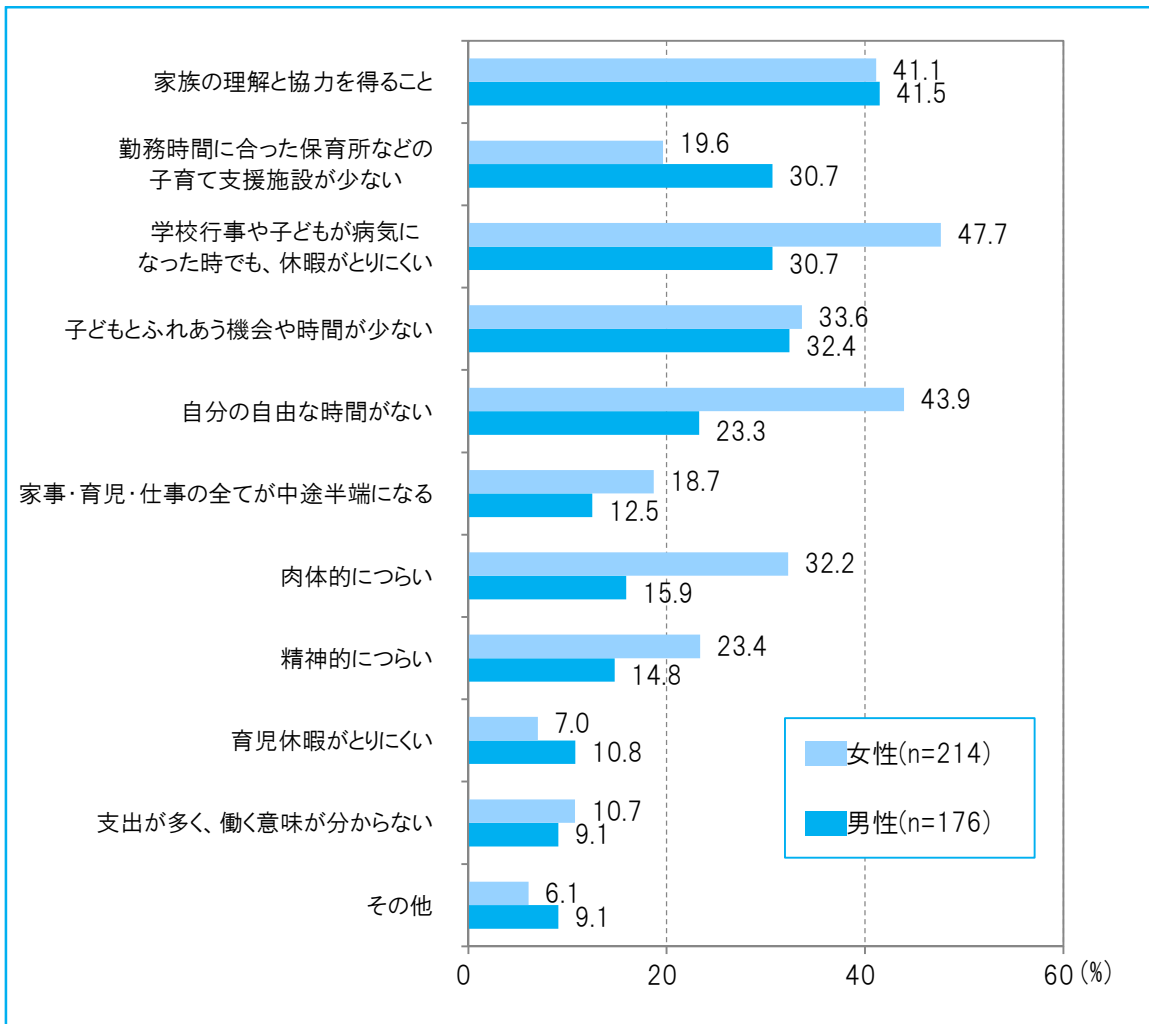
現状と課題

ワーク・ライフ・バランスの実現は、男女共同参画社会の実現にとって必要不可欠なものです。国では平成19年（2007年）12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、目指すべき社会の姿や、企業・働く人・国・地方公共団体の果たすべき役割などが具体的に示され、社会全体で取り組むことが求められています。

市民アンケート調査によると、未成年の子どもとの1日の対話時間は、男性では「ほとんどない」「30分未満」の合計が47.2%に上っています。これは男性の2人に1人は、1日30分未満である状況を意味しています。このことから、男性の慢性的な長時間労働などが、男性の家庭労働等への参画を困難にしている状況がうかがえます。

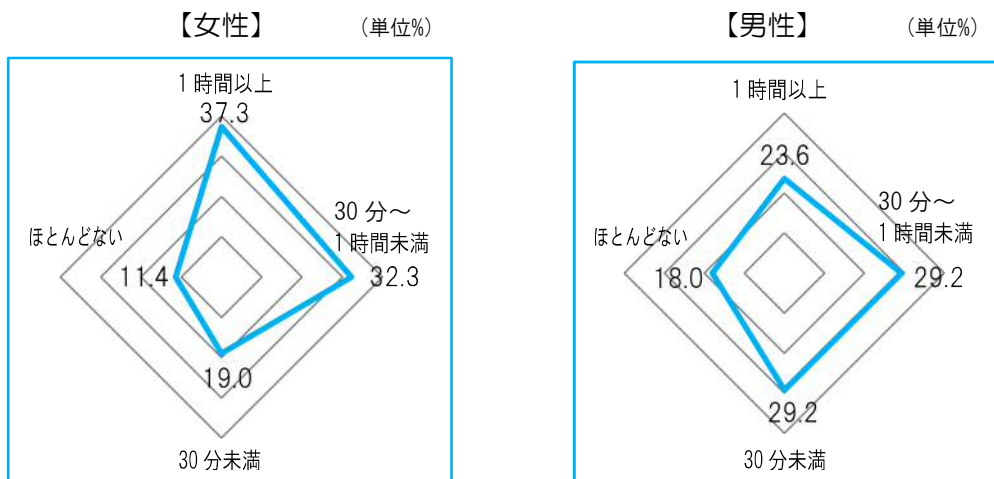
育児休業や介護休業の利用促進やワーク・ライフ・バランスの推進など、事業者への働きかけを強化し、仕事と家庭生活を両立することができるような環境づくりを進める必要があります。

■ 子育てと仕事の両立で苦勞した点・苦勞している点について



資料：韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成23年度）

■ 未成年の子どもとの1日の対話時間



資料：韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成23年度)

施策の方向と内容

No.	施策の方向	施策の内容	担当課
16	多様な働き方を可能にするための情報提供の充実	<p>多様な労働形態について理解を深められるよう、企業等に対して啓発活動を行います。</p> <p>時間外労働の改善に向けた広報の推進やフレックスタイム制など多様な働き方を普及します。</p> <p>働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、関係機関と連携して、育児・介護休業制度の普及啓発を行います。</p> <p>企業における、男女共同参画の推進が、企業イメージの向上につながることを啓発します。</p>	企画財政課 商工観光課

数値目標 男女がともに働きやすい職場環境の整備

項目	現状 (H23年度)		目標値 (H34年度)
25～40歳（子育て世代）における女性の就業率	63.0%	↑	70.0%
男性職員の育児休業取得率（韮崎市）	0%	↑	10.0%
管理職（一般行政職）に占める女性の割合	2.4%	↑	10.0%

基本目標  
5

人権が尊重される社会の形成

(1) 生涯を通じた健康づくり支援

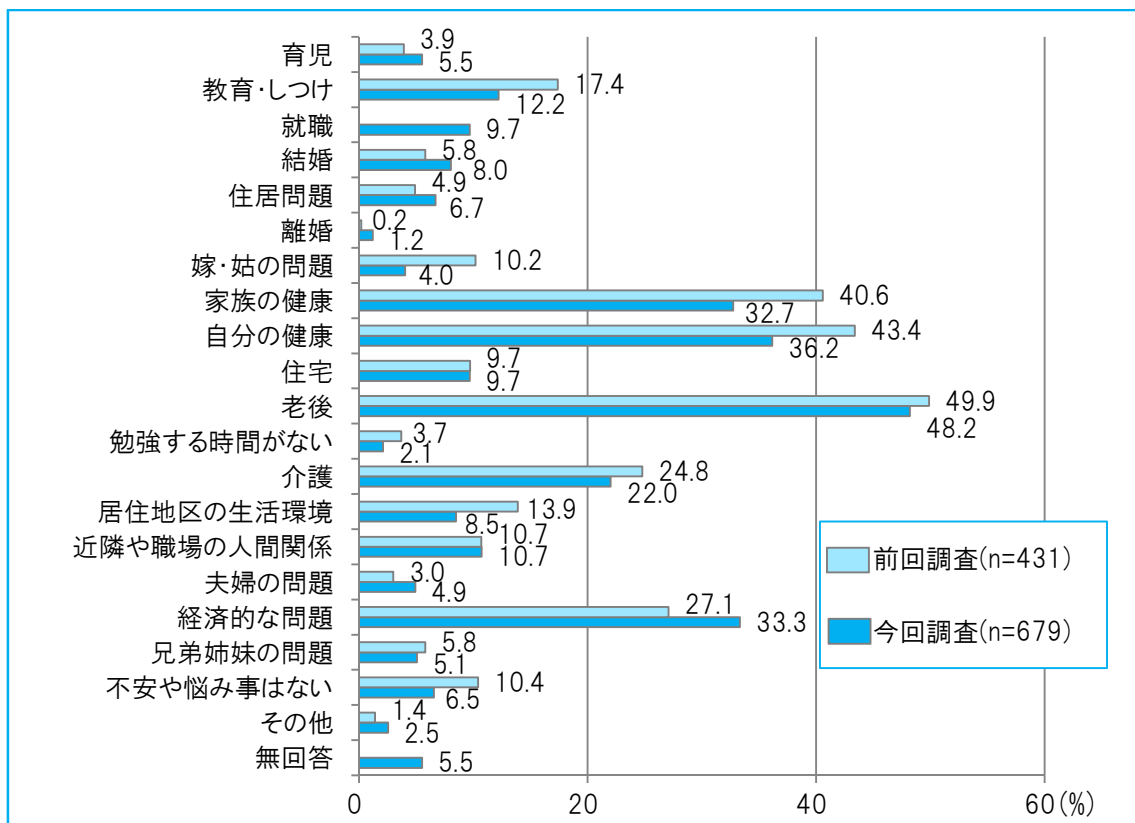
現状と課題

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。健康づくりや疾病予防の取り組みは、市民一人ひとりの日常生活に密接に結びつくものであり、市民の主体的な活動なしには実践できません。

市民の主体的な健康づくりの推進には、さまざまな機会を通じて、自己の健康管理意識を高めるための取り組みが必要です。乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、それぞれが健康管理とライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組めるよう、総合的な健康づくりのための支援が求められます。そのため、心身の健康について正確な知識と情報提供の充実が必要となります。

また、特に女性は、妊娠や出産等、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、こうした問題の重要性について十分に理解し、認識を深めるとともに、子宮がんや乳がん検診などの受診勧奨を行うことが重要です。

■ 今の生活に不安や悩み事はあるか



資料：韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成23年度）

施策の方向と内容

No.	施策の方向	施策の内容	担当課
17	スポーツ活動や健診体制の充実など、生涯を通じた健康づくりの推進	男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査や検診の受診を促進し、また、性差に応じて相談、支援を行います。	保健課
		健康づくりのためのスポーツ教室・健康相談などを定期的を実施します。	教育課
18	乳幼児健診や相談など、母子保健の充実	妊娠・出産期の女性を対象とした健康診査、相談、指導等を充実し、安全な出産に向けた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・子育て等への男性の理解と協力を促進します。	保健課
		乳幼児の病気や障害の予防、早期発見、相談、指導などにより、健やかな発育・発達を支援するとともに、親の育児不安の解消を図ります。	保健課 福祉課



武田の里ウォーク



乳幼児健診



(2) 性の尊重についての意識の浸透

現状と課題

男女の対等な関係のもとに、男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し合い、お互いを大切にして生きていくことは、男女共同参画社会の推進に向けて前提となるものです。

自分を大切にするのと同様に、相手の心身の健康についても大切にするために、成長過程の重要な時期である思春期において、妊娠や出産等の性に関する正しい知識を持ち、性を尊重する意識を高めることが重要です。特に妊娠や出産をその身に担う女性の意思を尊重し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※4 に関する考え方の浸透を図り、性と生殖に関して女性が自分らしく生きることを決定する意識を高めていくことが大切です。

また、男女ともに喫煙、飲酒、薬物など、健康をおびやかす問題に関する正しい知識を持つことも重要です。

施策の方向と内容

No.	施策の方向	施策の内容	担当課
19	性の尊重についての意識の浸透	各ライフステージに応じて、お互いの身体的特徴を十分に理解し、正確な知識を持ち、お互いの性を尊重することができるよう啓発します。	企画財政課
20	エイズなどの性感染症や健康をおびやかす問題への対応	性と生殖についての学習機会の充実とともに、エイズなどの性感染症の正しい知識の普及・啓発を推進します。 各関係機関との連携のもと、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発を行います。	保健課 教育課
21	性教育の推進	学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた性知識、生命の尊重や男女平等意識、性に関して自ら考え判断する能力を身につけられるよう、性教育を推進します。	教育課

※4 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康／権利のこと。平成6年（1994年）のカイロの国際会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方。主として妊娠・出産に限られがちだった従来の「女性の健康」を、月経、妊娠、中絶、不妊、子育て、更年期障害、性感染症などの面から捉え、女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することを目指そうとするもの。いつ、何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、安全な出産調整、子どもが健康で生まれ育つこと、また、これらに関連して思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題が含まれる。このようなリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利がリプロダクティブ・ライツであり、基本的人権としての確立が必要とされる。

### (3) あらゆる暴力の根絶

#### 現状と課題

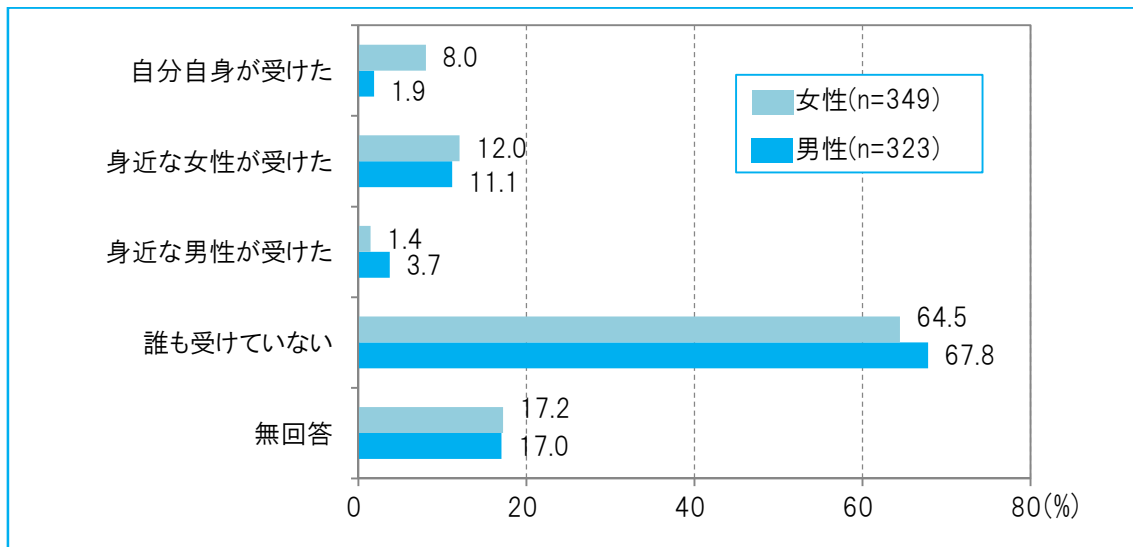
家庭内のドメスティック・バイオレンス※5や職場などでのパワー・ハラスメント※6、セクシャル・ハラスメント※7は、人権を侵害する大きな問題です。

しかし、こうした人権侵害の問題は、これまで家庭、職場での個々の問題として見過ごされがちでした。このような性に関する暴力の背景には、女性がおかれている家庭内の状況や社会的状況、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、社会的地位の差など「男性優位」の社会構造に問題があると言われてしています。

また、近年では、社会的な環境などの変化から男性のDV被害者も増えてきており、こうした男女間のあらゆる暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であり、その対象、性別、間柄、公的、私的領域を問わず決して許されるべきことではありません。

あらゆる暴力を個別の問題ではなく、男女平等社会を著しく阻害する社会問題としてとらえ、暴力等の発生を防止し、根絶するための意識啓発や相談体制など被害者支援施策の充実に積極的に取り組む必要があります。

#### ■あなた自身、またはあなたの身近な人が職場から性的いやがらせを受けたことがあるか



資料：荳崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成23年度）

※5 **ドメスティック・バイオレンス（DV）**：夫婦、恋人などの親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動をいう。

※6 **パワー・ハラスメント（パワハラ）**：職場などで、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為。上司から部下に対してだけでなく、先輩・後輩、同僚間、部下から上司に対する行為や、顧客や取引先によるものも含まれる。




※7 **セクシャル・ハラスメント（セクハラ）**：性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為をいう。

### 第3章 計画の内容

#### 施策の方向と内容

No.	施策の方向	施策の内容	担当課
22	DVの防止に向けた啓発の推進	暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。	企画財政課 福祉課
		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律やストーカー規制法等を周知します。	
23	DV被害者への相談等の支援体制の整備	男女間のあらゆる暴力に対処する法制度など、必要な情報を被害者のさまざまな立場に配慮して的確に提供します。	企画財政課 福祉課
		県の母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護と自立支援を行います。	福祉課
		暴力に関する専門相談の充実や相談業務に携わる関係機関の連携の強化を図り、暴力の被害に悩む人への支援に努めます。また、二次被害防止の観点から被害者と接することとなる関係者への十分な啓発を行います。	企画財政課 福祉課
24	セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた啓発の推進	学校や職場等への働きかけを行い、学校や職場等におけるセクハラ防止対策の徹底を促します。	企画財政課 教育課 商工観光課 政策秘書課
		関連法令等の周知と順守のための啓発を行います。	
25	セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント被害者への相談等の支援体制の整備	セクハラ等の被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な情報提供や援助を幅広く行います。	企画財政課 福祉課 政策秘書課
		庁内における差別的な待遇やセクハラ等の問題の解決を図るための窓口を設け、敏速かつ適切な対応を図ります。	

#### 数値目標 人権が尊重される社会の形成

項目	現状 (H23年度)		目標値 (H34年度)
特定健診受診率（40～74歳）	42.1%		60.0%
乳がん、子宮頸がんの検診受診率	乳がん33.0% 子宮頸がん22.0%		乳がん50.0% 子宮頸がん50.0%
DV防止法※8周知度	—		50.0%

※8 DV防止法（配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律）平成13年（2001年）制定：配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定された法律。

# 第4章 計画の推進

## 1 庁内推進体制の強化

本計画は男女共同参画社会の実現に向けて、社会情勢の変化や韮崎市の特性を踏まえながら総合的かつ計画的に進めます。

これらの施策を効果的に、また、実効性あるものとするためには、市、市民、事業者、各種団体、教育に関わる人が協働し、総合的に推進することが重要です。

計画の推進にあたっては、庁内関係課との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

### <調整・進行管理体制の構築>

男女共同参画施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行えるように、庁内の関係課と連携した推進体制の構築・充実を図ります。

### <韮崎市男女共同参画推進委員会の機能充実>

定期的に男女共同参画推進委員会を開催し、本計画の進捗状況の確認と評価・点検を行うことで、各施策を効果的に推進します。

### <関連計画との整合>

韮崎市における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的に施策を展開します。

### <国・県等関係機関との連携>

国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町村との情報交換などを行い、連携を深めます。

## 2 計画の進行管理

市は、本計画を実効性のあるものにするため、施策の進行状況について定期的に調査・点検・評価を行い、適切に進行管理します。また、市長は、住民に対しその結果を公表します。

## 3 市民、事業者、各種団体、教育にかかわる人との協働

行政だけでなく、広く韮崎市全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、「韮崎市男女共同参画推進条例」の周知・啓発など、さまざまな機会を通じて市民、事業者、各種団体、教育に関わる人との連携を図り、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取り組みの促進を図ります。

4 数値目標

基本目標	項目	現状 (H23年度)		目標値 (H34年度)
1	韮崎市男女共同参画推進条例の浸透	—		50.0%
	「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合	46.5%◇		35.0%
2	「男性が家事・育児を行うこと」に賛成する男性の割合	家事 77.4%◇ 育児 79.3%◇		家事 90.0% 育児 90.0%
	ファミリーサポートセンター会員数	208人		300人
	認知症サポーター養成講座受講者数	1,110人		1,300人
3	市の審議会等における女性委員の割合	23.4%		30.0%
	自治会長に占める女性の割合	2.0%		5.0%
	地域減災リーダーに占める女性の割合	—		50.0%
4	25～40歳（子育て世代）における女性の就業率	63.0%		70.0%
	男性職員の育児休業取得率（韮崎市）	0%		10.0%
	管理職（一般行政職）に占める女性の割合	2.4%		10.0%
5	特定健診受診率（40～74歳）	42.1%		60.0%
	乳がん、子宮頸がんの検診受診率	乳がん 33.0% 子宮頸がん 22.0%		乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0%
	DV防止法周知度	—		50.0%

◇印は韮崎市男女共同参画に関する市民アンケート（平成23年度）より

## 資料編

## 1 韮崎市男女共同参画推進条例

平成18年3月31日  
条例第32号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 性別による権利侵害の禁止（第9条・第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第18条）

第4章 韮崎市男女共同参画推進委員会（第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、韮崎市では、これまで国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等の実現に向けた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の慣行などは依然として存在し、真の男女平等の達成にはいまだ多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある生き生きとした社会を築いていくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが必要である。

ここに、私たち韮崎市民は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、自治組織、事業者並びに教育及び保育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として互いの人権を尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきことをいう。

(2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で活動するすべての者をいう。

(4)自治組織 市内の一定の区域ごとに当該区域の住民で形成され、住民自治の推進を図る組織をいう。

(5)事業者 公的機関、民間組織の別を問わず、また、営利、非営利の目的を問わず、市内において事業活動を行う個人、法人及びその他団体をいう。

(6)セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。  
 (7)ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又は過去において配偶者であった者に対する身体に対する暴力又は心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、行わなければならない。

- (1)男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2)社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動を妨げることのないよう配慮されること。
- (3)男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定等に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4)家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5)男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重され、生涯にわたる健康な生活が確保されること。
- (6)男女共同参画社会の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- (7)男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的協調の下に行うこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、市民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（自治組織における責務）

第6条 自治組織は、基本理念に基づき、その組織づくり及び活動のあらゆる場面において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 自治組織は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育及び保育に携わる者の責務）

第8条 家庭、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野において教育及び保育に携わる者は、基本理念に基づき、男女共同参画の重要性について理解を深める教育及び保育を行うように努めるものとする。

## 第2章 性別による権利侵害の禁止

（性別による権利侵害の禁止）

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラースメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する表現への配慮）

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、前条で禁止する行為を助長する表現、その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ蕨崎市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第12条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（教育及び学習の促進）

第13条 市は、教育及び学習の機会を通じて、男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供及び広報活動）

第14条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者等の関心と理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報を提供し、広報活動を行うよう努めるものとする。

（男女共同参画の推進に関する支援）

第15条 市は、市民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



(苦情及び相談への対応)

第16条 市は、市民及び事業者等からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情又は性別による差別的取扱い等に関する相談に、関係機関と連携し迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は必要があると認めるときは、葦崎市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めた場合には、市民及び事業者等に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第18条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

#### 第4章 葦崎市男女共同参画推進委員会

(推進委員会)

第19条 男女共同参画社会の推進を図るため、葦崎市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の求めに応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査検討し、意見を述べるものとする。

3 委員会は、必要に応じて開くものとする。

4 委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画の推進に関する市の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものは、第11条第1項の規定により策定された計画とみなす。